



大阪労働局発表
平成27年1月29日

大阪労働局労働基準部監督課

電話番号 06 - 6949 - 6490

90件（全国最多）の労働基準法・労働安全衛生法等違反被疑事件を送検

～平成26年における送検状況について～

大阪労働局（局長 中沖剛）は、平成26年（1～12月）の送検状況（大阪労働局及び管下13の労働基準監督署が労働基準法，労働安全衛生法等の違反被疑事件として検察庁へ送検したものを）を以下のとおり取りまとめた。

送検件数	90件（対前年比 +11件 +14%）
法令別件数	
労働基準法等違反	34件（対前年比 +2件 +6%）
労働安全衛生法違反	56件（対前年比 +9件 +19%）

労働基準監督機関では、労働基準法，労働安全衛生法等の法令に基づき、事業場に対する賃金の支払等一般労働条件の履行確保や労働災害・健康障害防止等のための行政指導を行っているが、重大・悪質な法令違反に対しては、司法警察権限を行使して捜査を行い、労働基準関係法令違反被疑事件として検察庁へ送検している。今般、大阪労働局における平成26年の送検状況を取りまとめたものである。

労働基準法第102条

労働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う。（最低賃金法，労働安全衛生法等にも同旨の規定がある。）

1 概要

(1) 送検件数 [表1参照]

平成26年の送検件数は90件で、前年の79件から11件(約14%)増加した。

(2) 法令別件数 [表1参照]

- ・ 法令別の送検件数は、労働基準法及び最低賃金法違反に係る事件(以下「労働基準法等違反事件」という。)が34件、労働安全衛生法違反事件が56件である。
- ・ 昨年と比較して労働基準法等違反事件の件数は2件(約6%)増加し、労働安全衛生法違反事件は9件(約19%)増加した。
- ・ 労働基準法等違反事件を内容別に見ると、「定期賃金の不払」が12件、「割増賃金の不払」が8件等となっている。
- ・ 労働安全衛生法違反事件の内容別では、「機械等危険防止」が24件、「墜落等危険防止」「就業制限」が7件、「作業主任者の選任等」「労災かくし」が5件等となっている。

(3) 業種別件数 [表2参照]

業種別では、製造業が26件で最も多く、続いて建設業が23件となっている。

(4) 端緒別件数 [表3参照]

捜査を開始する端緒は、労働基準法等違反事件では34件中19件が告訴・告発によるものである。

労働安全衛生法違反事件では、56件中28件が、死亡災害等の重大な労働災害を端緒とするものである。

送検件数全体では、告訴・告発を端緒とするものは19件(21%)である。

(5) 強制捜査件数 [表4参照]

証拠隠滅等のおそれのある場合、その収集等のため裁判所の令状に基づき捜索、差押、検証及び逮捕等の強制捜査を実施している。

平成26年に送検した事案のうち強制捜査を実施した件数は17件である。

2 特徴

- ・ 平成26年は、昨年と比較して、労働基準法等違反事件、労働安全衛生法違反事件ともに増加し、強制捜査を実施した事件も増加した。
- ・ 労働安全衛生法違反事件のうち、機械等危険防止に関する事件が大幅に増加した。
- ・ 業種別では、商業で9件増加した。
- ・ 送検事例は別添のとおり

3 今後の方針

労働基準監督機関の使命は、労働基準関係法令の履行確保を図ることにある。このため、法違反の是正を行わない企業や法違反を原因として重大な労働災害を発生させた企業等に対しては、引き続き司法警察権限を積極的に行使するとともに、厳正に対処することとしている。

表 1 法令別件数

		平成24年	平成25年	平成26年(前年比)
総件数		62 100%	79 100%	90 (+11) 100% %
労働基準法等違反	定期賃金の不払 (労働基準法第24条、最低賃金法第4条)	13	19	12
	解雇 (労働基準法第20条)	2	0	0
	賃金不払残業(サービス残業) (労働基準法第37条)	1	7	8
	労働時間・休日等 (労働基準法第32条、34条、35条等)	2	4	4
	その他	3	2	10
	計	21 34%	32 41%	34 (+2) 38%
労働安全衛生法違反	機械等危険防止 (労働安全衛生法第20条)	8	14	24
	作業主任者の選任等 (労働安全衛生法第14条)	5	7	5
	墜落等危険防止 (労働安全衛生法第21条)	17	10	7
	労災かくし (労働安全衛生法第100条)	5	6	5
	就業制限 (労働安全衛生法第61条)	0	2	7
	その他	6	8	8
	計	41 66%	47 59%	56 (+9) 62%

注1: 主たる送検条文により集計。

注2: 法令ごとの主な司法処分事例は別添のとおり。

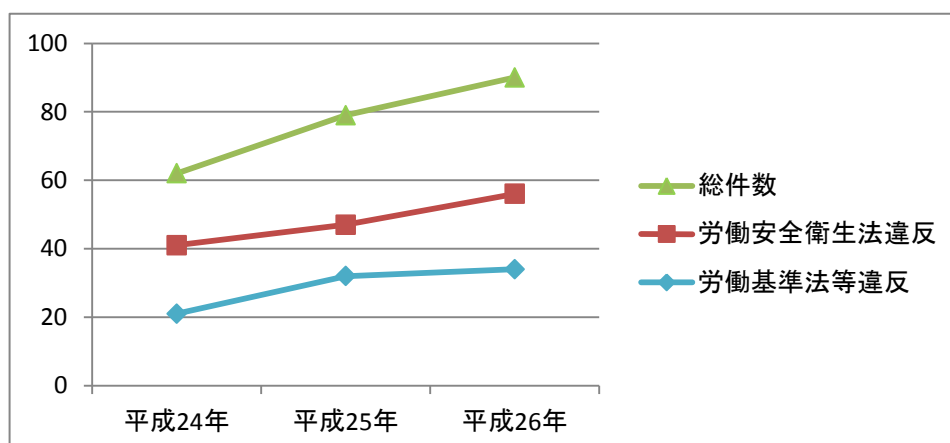


表 2 業種別件数

	平成24年	平成25年	平成26年
製造業	14 23%	24 30%	26 29%
建設業	24 39%	24 30%	23 26%
運輸交通業	3 5%	5 6%	7 8%
商業	4 6%	5 6%	14 16%
その他	17 27%	21 27%	20 22%
総件数	62 100%	79 100%	90 100%

表 3 端緒別件数

	平成24年			平成25年			平成26年		
	労働基準法等	労働安全衛生法	計	労働基準法等	労働安全衛生法	計	労働基準法等	労働安全衛生法	計
告訴・告発	15	0	15	16	1	17	19	0	19 (21%)
告訴・告発以外	6	41	47	16	46	62	15	56	71 (79%)
(うち、重大な労働災害)	(1)	(32)	(33)	(4)	(30)	(34)	(4)	(28)	(32)
総件数	21	41	62	32	47	79	34	56	90 (100%)

表 4 強制捜査件数

	平成24年	平成25年	平成26年
総件数 ※	62 100%	79 100%	90 100%
強制捜査(搜索、差押等)件数	3 5%	12 15%	17 19%

※ 当該年において送検した事件に関する件数である。

平成 26 年 送検事例

I 労働基準法等違反事件の事例

事例 1 定期賃金不払

大阪府豊中市内のクリーニング業者が、最低賃金の減額特例許可を受けた労働者 2 名に対し、1 か月分の定期賃金を支払わなかったもの。

(最低賃金法第 4 条違反)

※ 最低賃金法第 4 条第 1 項

「使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。」

※ 最低賃金法第 7 条

「使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第四条の規定を適用する。

一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者

二 試の使用期間中の者

三 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であつて厚生労働省令で定めるもの

四 軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者」

事例 2 労働時間（36 協定あり・過重労働事案）

大阪市北区内に本社を置くホテル業者が、労働基準法第 36 条に基づく時間外労働・休日労働に関する労使協定で定める延長時間を超えて、労働者 1 名に時間外労働を行わせたもの。

その結果 1 か月で 100 時間を超える時間外労働が行われていた。

(労働基準法第 32 条違反)

※ 労働基準法第 32 条

「1 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。」

※ 労働基準法第 36 条第 1 項

「使用者は、・・・協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、・・・その協定の定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。」

事例3 賃金不払残業（サービス残業）及び年次有給休暇の賃金不払

大阪市北区内に本社を置くリラクゼーションサロン業者 2 社について賃金不払残業、年次有給休暇の賃金不払で立件したものの。

2 社はグループ会社関係にある。

本件については捜索差押を実施した。

(1) 賃金不払残業

店舗で使用する労働者 1 名に対して時間外労働をさせながらも 1 か月分の割増賃金を支払わなかった。 (労働基準法第 37 条違反)

(2) 年次有給休暇

店舗で使用する労働者 2 名が年次有給休暇を取得したのに、有給休暇の期間に対する賃金を支払わなかった。 (労働基準法第 39 条違反)

※ 労働基準法第 37 条第 1 項

「使用者が、前条第 1 項の規定により労働時間を延長し、・・・その時間の労働については、2 割 5 分以上・・・の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。」

※ 労働基準法第 39 条第 7 項

「使用者は、・・・有給休暇の期間又は・・・有給休暇の時間については、就業規則その他これに準ずるもので定めるところにより、それぞれ、平均賃金若しくは所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金又はこれらの額を基準として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の賃金を支払わなければならない。」

事例4 労働基準監督官に対する虚偽書類の提出

大阪市北区内に本社を置く建設業者が、同社を臨検した労働基準監督官に対し、虚偽の記載をした賃金台帳及びタイムカードを提出したものの。

本件については、建設業者の顧問である社会保険労務士も共同正犯で立件した。

(労働基準法第 101 条違反)

※ 労働基準法第 101 条第 1 項

「労働基準監督官は、事業場、寄宿舍その他の附属建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる。」

※ 労働基準法第 120 条

「次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。・・・

四 ・・・労働基準監督官又は女性主管局長若しくはその指定する所属官吏の臨検を拒み、妨げ、若しくは忌避し、その尋問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類の提出をした者」

※ 刑法第 60 条

「二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。」

Ⅱ 労働安全衛生法違反事件の事例

事例1 プレス機械による危険防止

大阪市平野区内の金属製品製造業者が、安全囲いを設ける等労働者の身体の一部が危険限界に入らないような措置を講じずに労働者1名にプレス作業を行わせたもの。

その結果、金型に指を挟み切断するという労働災害が発生した。

このようなプレス災害を端緒として送検に至った事案は平成26年の送検件数90件中12件である。

(労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第131条違反)

※ 労働安全衛生法第20条

「事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 機械、器具その他の設備・・・による危険
- 2 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 3 電気、熱その他のエネルギーによる危険」

※ 労働安全衛生規則第131条

「事業者は、事業者は、プレス機械・・・については安全囲いを設けるなど労働者の身体の一部が危険限界に入らないような措置を講じなければならない。」

事例2 木造建築工事における墜落防止

大阪府豊中市内の木造住宅新築工事を請負う建設業者及び同社の下請である外壁工事業者が、手すりを設ける等の墜落防止措置を講じていない高さ約6メートルの足場上で外壁工事業者の労働者1名に木造住宅の外壁工事の作業を行わせたもの。

その結果、足場から墜落し死亡する災害が発生した。

(労働安全衛生法第21条、労働安全衛生規則第519条違反ほか)

※ 労働安全衛生法第21条第2項

「事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

※ 労働安全衛生規則第519条第1項

「事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等・・・を設けなければならない。」

※ 労働安全衛生法第31条第1項

「特定事業の仕事を行く注文者は、建設物、設備又は原材料（以下「建設物等」という。）を、当該仕事を行う場所においてその請負人・・・の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

※ 労働安全衛生規則第653条第1項

「注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、作業床・・・を使用させるときは、これらの建設物等の高さが二メートル以上の箇所で墜落により労働者に危険を及ぼすおそ

れのあるところに囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。」

事例3 フォークリフトの無資格運転

富山県高岡市内に本社を置く運送業者及び同市内に本社を置く労働者派遣業者が、学科講習及び実技講習の合計35時間の講習が義務付けられているところ、虚偽の運転業務従事証明書の作成により不正に24時間の講習時間の免除を受けたフォークリフト運転技能講習しか修了していない労働者4名に最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転業務を行わせたもの。

本件については、運送業者所属の被疑者のうち3名を幫助犯で立件した。
(労働安全衛生法第61条、同法施行令第20条第11号、労働安全衛生規則第41条違反)

※ 労働安全衛生法第61条第1項

「事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。」

※ 労働安全衛生法施行令第20条

「法第六十一条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

十一 最大荷重（フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。）が1トン以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務」

※ 労働安全衛生規則第41条、別表第3

「法第六十一条第一項に規定する業務につくことができる者は、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる者とする。」

別表第3

令第二十条第十一号の業務

- 一 フォークリフト運転技能講習を修了した者
- 二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第二の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者で、フォークリフトについての訓練を受けた者
- 三 その他厚生労働大臣が定める者

※ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第45条第6項

「派遣元の事業の事業者は、労働者派遣をする場合であって、・・・当該労働者派遣に係る労働者派遣契約に係る労働者派遣契約に定める派遣就業の条件に従って当該労働者派遣に係る派遣労働者を労働させたならば、同項の規定により適用される労働安全衛生法第六十一条第一項に抵触することとなるときにおいては、当該労働者派遣をしてはならない。」

※ 刑法第62条

「正犯を幫助した者は、従犯とする。」

事例4 石綿含有吹付材の除去作業にかかる計画の無届け

大阪市港区内に本社を置く建設業者が、耐火建築物であって石綿が吹き付けられている梁等における石綿の除去の作業を含む仕事があるのに、労働基準監督署に無届けで作業を行ったもの。

また、実際に石綿の除去作業を行った解体業者を石綿等の使用の有無の分析調査を怠った疑いで立件するとともに、上記建設業者の1次下請所属の者2名を同建設業者の無届けに係る幫助犯で立件した。

本件については搜索差押を実施した

(労働安全衛生法第88条第4項、労働安全衛生規則第90条違反ほか)

※ 労働安全衛生法第88条第4項

「事業者は、建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事(建設業に属する事業にあつては、前項の厚生労働省令で定める仕事を除く。)で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の十四日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。」

※ 労働安全衛生規則第90条

「法第八十八条第四項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。

五の二 建築基準法・・・に規定する耐火建築物・・・又は・・・準耐火建築物・・・で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事」

※ 労働安全衛生法第22条

「事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害」

※ 石綿障害予防規則第3条

「事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶(鋼製の船舶に限る。以下同じ。)について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかななければならない。

一 建築物、工作物又は船舶の解体、破砕等の作業(吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。以下「解体等の作業」という。)

二 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業

2 事業者は、前項の調査を行ったにもかかわらず、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の使用の有無を分析により調査し、その結果を記録しておかななければならない。ただし、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等が吹き付けられていないことが明らかである場合において、事業者が、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法(以下「法」という。)及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでない。」

※ 刑法第62条

「正犯を幫助した者は、従犯とする。」